

# 会津若松市有機農業実施計画

令和8年3月  
会津若松市

# 会津若松市有機農業実施計画

## 1. 市区町村

会津若松市

## 2. 計画対象期間

令和8年度 ～ 令和12年度

## 3. 有機農業の現状と5年後に目指す目標

### ア 有機農業の現状

#### ①会津若松市の地勢、気候、農業

本市は、福島県の西部、会津盆地の東南に位置し、東は国内4番目の大きさを誇る淡水湖で、令和7年7月15日付けでラムサール条約湿地に登録された猪苗代湖に接し、南は大戸岳、布引山等諸山岳が壁をなし、北は日橋川を境とし、西は南北に会津平坦部を縦断する阿賀野川水系の阿賀川が流れております。

海拔約218mに位置し、東西約20km、南北約29kmに広がる、面積約383km<sup>2</sup>を有する地域です。

また、太平洋側と日本海側の気候の接点であり、内陸盆地特有の気候条件も加わった気候を示します。冬季は晴天が少なく、降雪の多い日本海側の気候となり、夏季は盆地特有の高温の日が続きます。春秋には内陸性の気候条件も加わり、昼夜の気温差が大きくなります。年平均気温約12℃、年平均降水量は1,200mmとなります。

農業は、水稻を基幹作物としながら、平坦地域においては園芸作物（アスパラガス、トマト等）、中山間地域においては普通作物（そば、大豆等）を中心とする、各地域の気候風土に適した作物の栽培が行われています。

また、本市の振興作物としている野菜、果樹、花き等の生産者等に対しては施設導入等の支援や、市の公設地方卸売市場機能を活用し、食味が良く、高品質な地元産農産物の安定供給や消費拡大に取り組むとともに、生産者や飲食店等の実需者と連携し、地元産農産物を活用したメニューの提供により食のブランド確立に向けた魅力発信に取り組んでいます。

#### ②有機農業

本市では、長きにわたり有機農業に取り組む熟練の生産者を中心とした、幅広い年代の生産者が所属する生産者団体と、各戸で有機農業に取り組む生産者が組織している組合の二つの団体を中心として有機農業の取組が行われています。

生産される有機農産物は米を中心にトマト、きゅうり、なす等の果菜類や大根、里芋等の根菜類、水菜、小松菜、春菊、長ネギ等の葉茎菜類等多岐に渡ります。

それら農産物は主に首都圏の小売店に出荷されているほか、生産者ごとにインターネットやマルシェ等で販売されており、出荷先が確保されています。一方で、首都圏等でのニーズは高まっているものの、生産量が少なく、すべてのニーズに対応することができていないため、生産量をいかに増やしていくかが課題となっています。また、持続可能な農業経営を目指すためには、流通に係る負担の軽減が必要であり、市内における有機農産物の消費拡大も重要な視点となることから、市民の有機農産物に対する認知度を高め、購入意欲の喚起に向けた取組が求められています。

こうした現状を踏まえて、令和6年10月28日に「会津若松市オーガニック推進協議会」を設立し、有機農業に取り組む生産者及び有機農産物生産量の増加、消費拡大を図り、持続可能な食料システムの構築を目指しています。

### イ 5年後に目指す目標

今後、関係機関と連携して各種取組を進め、有機農業取組面積の拡大や生産者の増加、有機農産物の消費拡大等を目指します。

目標	現状 (令和6年度)	令和8年度	令和12年度
有機農業取組経営体数の増加（JAS認証取得）	15経営体	16経営体	18経営体
有機農業取組面積の拡大（JAS認証取得）	28.6ha	29.8ha	31.8ha
本市産有機農産物取扱小売店舗数の増加	3店舗	11店舗	17店舗
有機農産物を給食で利用した学校数（市立）の増加	7校	10校	28校（全校）

## 4. 取組内容

### (1) 生産分野の取組

有機農業の面積拡大及び生産者増加に向けた取組を行います。

- 有機農業に新たに取り組む生産者への指導体制の構築
  - ・相談体制・熟練生産者による指導体制の整備
- 有機農業に新たに取り組む生産者への支援
  - ・有機農業関連補助事業の周知等活用推進
- 有機JAS認証に係る支援
  - ・有機農産物の生産に関する有機JAS認証取得及び更新に係る支援
- 講習会等参加に係る支援
  - ・有機農業の技術向上等に係る講習会等の参加への支援
- 研修会、視察等の実施
  - ・慣行農業を行っている生産者を対象に有機農業への転換等をテーマとした研修会の開催
  - ・生産に関する視察等の実施
- 地域おこし協力隊制度の活用
  - ・新規就農者の確保に向け、地域おこし協力隊制度を活用し、会津若松市オーガニック推進協議会と連携しながら、有機農業の技術習得及び本市農業の魅力発信等の活動の実施
- 移住者向けの情報発信
  - ・移住相談会や移住ポータルサイトで有機農業のPRを実施
  - ・移住希望者への就農情報紹介

### (2) 流通・加工分野の取組

有機農産物の流通の円滑化に向けた取組を行います。

- 有機JAS認証に係る支援
  - ・有機農産物の小分けに関する有機JAS認証取得及び更新に係る支援
- 視察等の実施
  - ・流通・加工に関する視察等の実施
- 有機農産物の地域内流通の仕組みづくり
  - ・市内小売店等への流通の推進

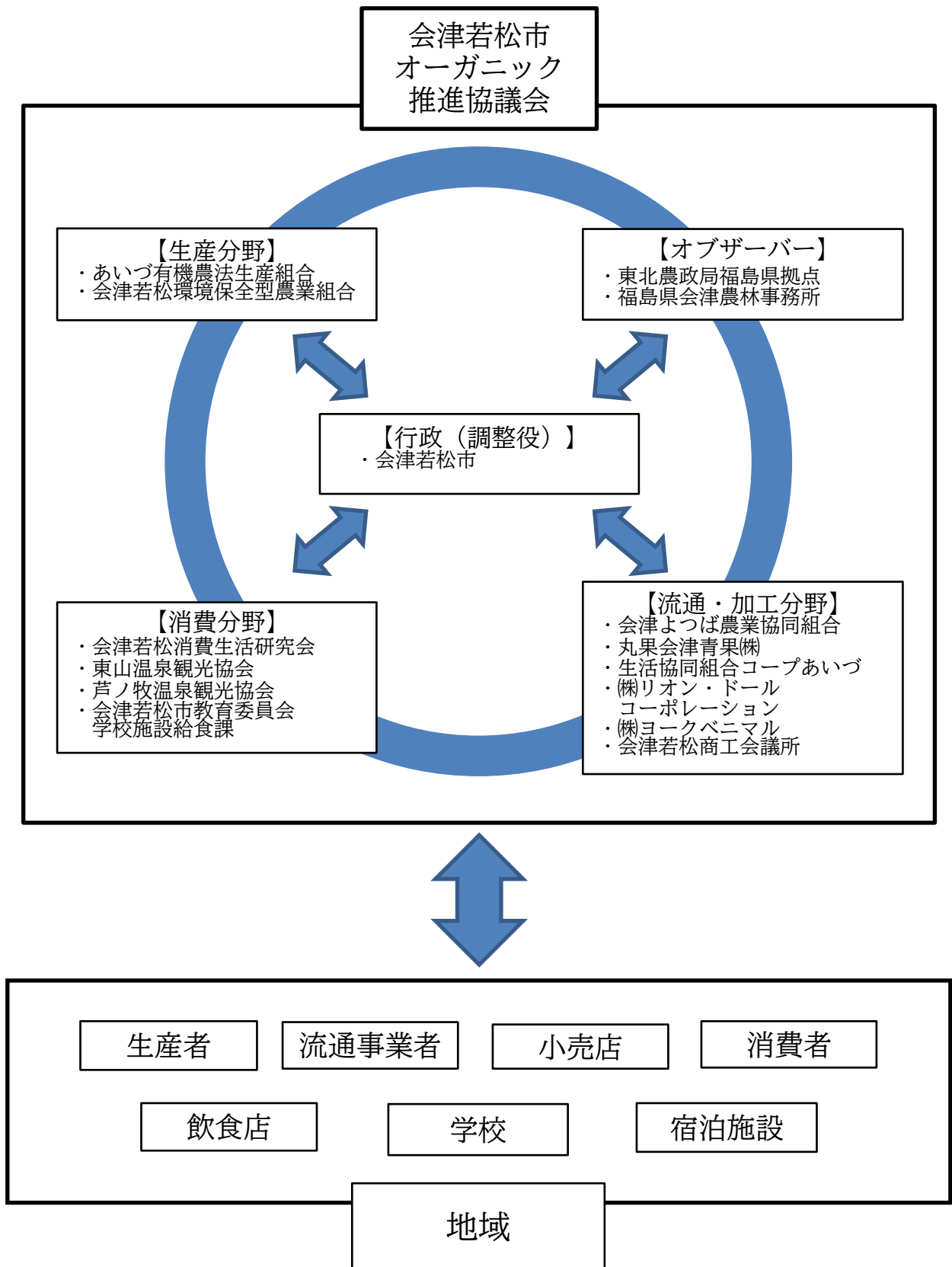
### (3) 消費分野の取組

有機農業の理解促進及び有機農産物の消費拡大に向けた取組を行います。

- 市内での有機農産物消費拡大支援（学校給食での有機農産物の使用）
  - ・市立小・中学校等にて、有機農産物を使用した給食を提供
  - ・有機農産物を使用した給食の提供に合わせて、学校の農業やSDGsに関する授業等において有機農業のPRを実施
- 消費者に向けたPRイベントの開催
  - ・市内小売店又はイベント会場にてPRブースを設置
  - ・有機農産物の対面販売の実施
  - ・その他市主催イベント等への出展
- PRポスター、チラシ等の作成・配布
  - ・PRポスター、チラシを作成し、イベント等で掲示及び配布
- 視察等の実施
  - ・消費の拡大に関する視察等の実施
- 出前講座等の開催
  - ・有機農業に関する講座を実施
- 市広報と連携したPRの実施
  - ・市ホームページや市政だより等への記事掲載、移住推進活動やエシカル消費普及啓発活動等を通じたPRを実施

## 5. 取組の推進体制

### ア 実施体制図



## イ 関係者の役割

### ①生産分野

役割	関係者	取組
・生産者、生産量の増加	・あいづ有機農法生産組合 ・会津若松環境保全型農業組合	・新規有機取組者への指導 ・有機農業取組面積の拡大 ・有機農業に関する営農技術の向上

### ②流通・加工分野

役割	関係者	取組
・販売の実施	・会津よつば農業協同組合 ・丸果会津青果(株) ・生活協同組合コープあいづ ・(株)リオン・ドール コーポレーション ・(株)ヨークベニマル ・会津若松商工会議所	・有機農産物の流通拡大 ・市内小売店舗での販売実施

### ③消費分野

役割	関係者	取組
・消費拡大に向けた取組	・会津若松消費生活研究会 ・東山温泉観光協会 ・芦ノ牧温泉観光協会 ・会津若松市教育委員会 学校施設給食課	・消費者に対する有機農産物のPR ・市内での有機農産物の活用 (給食、飲食店、宿泊施設等)

### ④行政・オブザーバー

役割	関係者	取組
・総合的な推進	・会津若松市	・関係機関の連絡調整
	・東北農政局福島県拠点 ・福島県会津農林事務所	・有機農業の推進に関する指導・助言

## 6. 本事業以外の関連事業の概要

国及び市の事業を活用し、有機農業の推進を図ります。

#### ○有機転換推進事業

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援する事業

#### ○環境保全型農業直接支払制度

化学肥料・化学農薬を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む農業者団体等に支援する事業

#### ○農の夢追いプロジェクト事業

地域おこし協力隊制度を活用し、有機農業の技術習得及び本市農業の魅力発信等を行う地域おこし協力隊の活動を支援する事業

## 7. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

ア 特定区域としての設定予定の区域  
会津若松市（全域）

イ 当該区域の特性及び区域設定の理由

本市における有機農業の取組は、長きにわたり有機農業に取り組む熟練の生産者を中心に、幅広い年代の生産者が所属する生産者団体と、各戸で有機農業に取り組む生産者が組織している組合の二つの団体を中心として取り組まれており、これらを素地として新規就農者の参入等、若い世代への経営継承も進んでいます。

また、本市において生産された有機農産物は主に首都圏の小売店に出荷されているほか、生産者ごとにインターネットやマルシェ等で販売されており、出荷先が確保されています。一方で、首都圏等でのニーズは高まっているものの、生産量が少なく、すべてのニーズに対応することができていないため、生産量をいかに増やしていくかが課題となっています。また、持続可能な農業経営を目指すためには、流通に係る負担の軽減が必要であり、市内における有機農産物の消費拡大も重要な視点となることから、市民の有機農産物に対する認知度を高め、購入意欲の喚起に向けた取組が求められています。

こうした現状を踏まえて、令和6年10月28日に「会津若松市オーガニック推進協議会」を設立し、有機農業に取り組む生産者及び有機農産物生産量の増加、消費拡大を図り、持続可能な食料システムの構築を目指すため、区域設定を行うものです。

ウ 生産方法又は流通・販売方法の共通化に関する取組

「4 取組内容」のうち、有機農業に係る指導體制の整備や研修会等の機会の創出による新たに有機農業に取り組もうとする生産者の技術の底上げにより、品質や生産量の向上を図るとともに、市内小売店等における有機農産物の取扱量の拡大に向け、関係機関との連携による流通・販売方法の仕組みづくりに取り組めます。

## 8. その他（達成状況の評価、取組の周知等）

市が把握するデータや生産者等の関係機関からの聞き取りにより達成状況を確認します。  
市ホームページ、パンフレット配布及びSNS等により広く取組について周知を行います。

## 9. 資金計画

（単位：千円）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
生産分野	1,850	1,000	1,000	1,000	1,000
流通・加工分野	113	150	150	150	150
消費分野	1,001	1,800	1,800	1,800	1,800
その他事務費	176	50	50	50	50
合計	3,140	3,000	3,000	3,000	3,000

※令和8年度はみどりの食料システム戦略推進交付金を活用。令和9年度以降は毎年度の予算手続きにて決定